

重要事項説明書 別紙1

	要介護1～2	要介護3～5
居宅介護支援費（Ⅱ）（i）	11,212円/月	14,567円/月
特定事業所加算（Ⅱ）（A）	4,241円/月	1,042円/月
初回加算   通院時情報連携加算	3,126円/月	521円/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）2,084円/月	（Ⅱ）1,042円/月
退院・退所加算（Ⅰ） （Ⅱ） （Ⅲ）	（Ⅰ）イ4,689円/1回 （Ⅱ）イ6,252円/2回以上 （Ⅲ）9,378円/2回以上	（Ⅰ）ロ6,252円/1回 （Ⅱ）ロ7,815円/2回
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円/回（一人につき月2回を限度）	
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円/月（14日以内に2回以上の訪問）	
基本単位50%減算	運営基準に沿った居宅介護支援を実施していない場合	
所定単位数は算定しない	〈基本単位50%減算〉状態が2ヶ月以上継続の場合	

\* 特定事業所加算（Ⅱ）：次に掲げる基準のいずれにも適合する場合。

①常勤専従の主任介護支援専門員を配置している。②常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置している。③担当ケースの伝達を目的とした定期会議、計画的な研修を実施している。④地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても指定居宅介護支援を提供している。

\* 特定事業所加算（A）：次に掲げる基準のいずれにも適合する場合。

①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。②常勤かつ専従の介護支援専門員を1名、常勤換算方式で1名合計3名を配置している。

\* 初回加算：新規に居宅サービス計画を作成した場合、要介護状態区分が2区分以上変更の場合、または要支援者が要介護認定を受けた場合。

\* 通院時情報連携加算：利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行う。同席にあたっては、利用者の同意を得た上で医師等と連携を行う。

\* 退院・退所加算：退院又は退所に当たって、病院等の職員面談（テレビ電話装置等）を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合、3回を限度として算定する。ただし、初回加算を算定する場合は当該加算は算定しない。（ロはカンファレンスを実施）

\* 入院時情報連携加算（Ⅰ）：病院又は診療所に入院後3日以内（Ⅰ）7日以内（Ⅱ）に当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合。

\* 緊急時等居宅カンファレンス加算：病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合1月に2回を限度とする。

\* ターミナルケアマネジメント加算：利用者又はその家族の同意を得た上で主治医等の助言を得つつターミナル期に通常よりも頻回に訪問により利用者の状態変化の把握を行い情報を記録・提供した場合。